

令和7年度 第1回

幕別町国民健康保険運営協議会

日時 令和7年5月1日（木）
午後6時30分
場所 幕別町役場
3階 AB会議室

[会議次第]

1 開会

2 会議録署名委員の指定

3 議件等

- (1) 報告第1号 令和6年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて
- (2) 報告第2号 令和6年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について
- (3) 報告第3号 令和7年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について
- (4) 議案第1号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

4 その他

5 閉会

報告第1号 令和6年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて

[歳入予算総括表]

(単位:千円)

款 項	当初予算額 ①	現計予算額 (3月補正後) ②	比較増減 ②-①	決算見込額 ③	比較増減 ③-②
1 国民健康保険税	659,077	640,077	△ 19,000	645,175	5,098
1 国民健康保険税	659,077	640,077	△ 19,000	645,175	5,098
2 道支出金	1,933,407	1,936,483	3,076	1,814,676	△ 121,807
1 道補助金	1,933,407	1,936,483	3,076	1,814,676	△ 121,807
3 財産収入	1	188	187	188	0
1 財産運用収入	1	188	187	188	0
4 繰入金	341,231	360,560	19,329	359,259	△ 1,301
1 他会計繰入金	265,796	255,125	△ 10,671	253,824	△ 1,301
2 基金繰入金	75,435	105,435	30,000	105,435	0
5 繰越金	1	6,533	6,532	6,533	0
1 繰越金	1	6,533	6,532	6,533	0
6 諸収入	111	806	695	1,782	976
1 延滞金及び過料	2	697	695	801	104
2 預金利子	1	1	0	0	△ 1
3 受託事業収入	1	1	0	0	△ 1
4 雑入	107	107	0	981	874
計	2,933,828	2,944,647	10,819	2,827,613	△ 117,034

[一般会計繰入金の状況](再掲)

(単位:円)

区 分	R5決算額 ①	R6決算見込額 ②	比較増減 ②-①	説 明
1 保険基盤安定繰入金	164,323,957	157,802,584	△ 6,521,373	国保法72-2①:低所得者の国保税の減額(7割軽減等)分の繰入(道3/4、町1/4)ほか
2 未就学児均等割保険税繰入金	1,679,566	1,690,092	10,526	未就学児に係る基礎賦課分及び後期高齢者支援金分の保険税軽減相当額の繰入
3 職員給与費等繰入金	80,356,000	76,610,000	△ 3,746,000	国民健康保険の事務の執行に要する人件費、物件費等の繰入
4 産前産後保険税繰入金	11,574	1,331,998	1,320,424	出産被保険者に係る産前産後期間の保険料免除相当額の繰入
5 出産育児一時金繰入金	3,333,333	7,666,666	4,333,333	出産育児一時金(支給基準額50万円)の2/3相当額
6 財政安定化支援繰入金	20,764,000	8,723,000	△ 12,041,000	①応能割保険税負担能力の不足、②病床数の多数、③高齢者の多数に着目した繰入
一般会計繰入金 計	270,468,430	253,824,340	△ 16,644,090	

[歳出予算総括表]

(単位:千円)

款 項	当初予算額 ①	現計予算額 (3月補正後) ②	比較増減 ②－①	決算見込額 ③	比較増減 ③－②
1 総務費	85,190	86,703	1,513	86,028	△ 675
1 総務管理費	77,136	78,649	1,513	78,220	△ 429
2 徴税費	7,723	7,723	0	7,622	△ 101
3 運営協議会費	331	331	0	186	△ 145
2 保険給付費	1,854,172	1,854,172	0	1,725,432	△ 128,740
1 保険給付費	1,854,172	1,854,172	0	1,725,432	△ 128,740
3 国民健康保険事業費納付金	955,719	955,719	0	955,460	△ 259
1 医療給付費分	672,089	672,089	0	671,830	△ 259
2 後期高齢者支援金等分	202,619	202,619	0	202,619	0
3 介護納付金分	81,011	81,011	0	81,011	0
5 保健事業費	35,493	38,812	3,319	38,810	△ 2
1 特定健康診査等事業費	33,966	33,966	0	33,964	△ 2
2 保健事業費	1,527	4,846	3,319	4,846	0
6 基金積立金	1	188	187	188	0
1 基金積立金	1	188	187	188	0
7 諸支出金	3,253	9,053	5,800	8,510	△ 543
1 償還金及び還付加算金	3,253	9,053	5,800	8,510	△ 543
計	2,933,828	2,944,647	10,819	2,814,428	△ 130,219

歳入決算見込①	2,827,613
歳出決算見込②	2,814,428
歳入歳出差引①－②	13,185

報告第2号 令和6年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について

○特定健康診査及び特定保健指導実施率

特定健康診査						特定保健指導					
実施年度	対象者数	実施数			実施率	実施年度	対象者数	実施者（終了者）数			実施率
		男	女	合計				動機付け	積極的	合計	
H28	4,858人	592人	819人	1,411人	29.04%	H28	147人	55人	14人	69人	46.94%
H29	4,693人	596人	855人	1,451人	30.92%	H29	168人	84人	16人	100人	59.52%
H30	4,516人	781人	1,055人	1,836人	40.66%	H30	197人	86人	17人	103人	52.28%
R1	4,378人	827人	1,107人	1,934人	44.18%	R1	222人	99人	18人	117人	52.70%
R2	4,275人	864人	1,096人	1,960人	45.85%	R2	188人	75人	21人	96人	51.06%
R3	4,132人	770人	977人	1,747人	42.28%	R3	191人	67人	21人	88人	46.07%
R4	3,963人	817人	1,064人	1,881人	47.46%	R4	187人	65人	23人	88人	47.06%
R5	3,802人	818人	1,020人	1,838人	48.34%	R5	189人	85人	25人	110人	58.20%
R6見込	3,666人	743人	907人	1,650人	45.01%	R6見込	172人	84人	21人	105人	61.05%

※H27～R5は法定報告数値（実績）、R6は実績見込

○実施計画目標値

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
国保被保険者数（推計）	8,251人	8,168人	6,600人	6,300人	6,000人	5,700人	5,400人	5,100人	5,460人
40歳～74歳	5,337人	5,194人	4,455人	4,253人	4,050人	3,848人	3,645人	3,443人	3,666人
40歳～64歳	2,545人	2,423人	1,895人	1,810人	1,723人	1,637人	1,551人	1,465人	1,757人
65歳～74歳	2,792人	2,771人	2,560人	2,443人	2,327人	2,211人	2,094人	1,978人	2,371人
特定健診の実施率	55%	60%	35%	40%	45%	50%	55%	60%	50%
特定健診の受診者数	2,935人	3,116人	1,559人	1,701人	1,823人	1,924人	2,005人	2,060人	1,833人
特定保健指導の対象者数	1,431人	1,574人	156人	170人	182人	192人	200人	206人	173人
特定保健指導の実施率	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%
特定保健指導の被指導者数	781人	859人	944人	94人	102人	115人	120人	123人	104人

報告第3号 令和7年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について

〔歳入〕

(単位:千円)

款	令和7年度当初予算		令和6年度当初予算		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸 率
1 国民健康保険税	654,275	22.9%	659,077	22.5%	△ 4,802	-0.7%
2 道支出金	1,876,768	65.7%	1,933,407	65.9%	△ 56,639	-2.9%
3 財産収入	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
4 繰入金	327,281	11.4%	341,231	11.6%	△ 13,950	-4.1%
5 繰越金	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
6 諸収入	107	0.0%	111	0.0%	△ 4	-3.6%
歳入合計	2,858,433	100.0%	2,933,828	100.0%	△ 75,395	-2.6%

〔歳出〕

(単位:千円)

款	令和7年度当初予算		令和6年度当初予算		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸 率
1 総務費	91,673	3.2%	85,190	2.9%	6,483	7.6%
2 保険給付費	1,812,668	63.4%	1,854,172	63.2%	△ 41,504	-2.2%
3 国民健康保険事業費納付金	916,183	32.1%	955,719	32.6%	△ 39,536	-4.1%
4 保健事業費	34,806	1.2%	35,493	1.2%	△ 687	-1.9%
5 基金積立金	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
6 諸支出金	3,102	0.1%	3,253	0.1%	△ 151	-4.6%
歳出合計	2,858,433	100.0%	2,933,828	100.0%	△ 75,395	-2.6%

〔一般会計繰入金の推移〕

(単位:円)

区 分	R3決算	R4決算	R5決算	R6決算見込み	R7予算	R7-R6
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	106,242,120	103,470,840	103,956,490	99,366,060	100,000,000	633,940
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	60,627,221	61,019,500	60,367,467	58,436,524	60,000,000	1,563,476
未就学児均等割保険税繰入金	—	1,980,825	1,679,566	1,690,092	2,000,000	309,908
職員給与費等繰入金	80,065,000	85,584,000	80,356,000	76,610,000	83,934,000	7,324,000
産前産後保険税繰入金	—	—	11,574	1,331,998	1,000,000	-331,998
出産育児一時金繰入金	5,600,000	5,320,000	3,333,333	8,300,000	8,300,000	0
財政安定化支援事業繰入金	13,663,000	17,448,000	20,764,000	8,723,000	15,000,000	6,277,000
計	266,197,341	274,823,165	270,468,430	254,457,674	270,234,000	15,776,326
対前年度増減額	-7,558,827	8,625,824	-4,354,735	-16,010,756	15,776,326	
対前年度増減率	-2.76%	3.24%	-1.58%	-5.92%	6.20%	

議案第 1 号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第26条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の概要について

1 改正理由

国民健康保険税基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げや国民健康保険税の軽減判定所得の見直し等を内容とした改正地方税法施行令が本年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、幕別町国民健康保険条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

① 国民健康保険税の課税限度額の引上げについて

- ・ 基礎課税額の課税限度額の引上げ
（現行）65 万円 ⇒ （改正案）66 万円
- ・ 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ
（現行）24 万円 ⇒ （改正案）26 万円

② 国民健康保険税の軽減判定所得について

- ・ 5 割軽減判定所得
（現行） $43 \text{ 万円} + 29.5 \text{ 万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
⇒（改正案） $43 \text{ 万円} + 30.5 \text{ 万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
- ・ 2 割軽減判定所得
（現行） $43 \text{ 万円} + 54.5 \text{ 万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
⇒（改正案） $43 \text{ 万円} + 56 \text{ 万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

3 影響額（令和 7 年 3 月末現在の被保険者情報）

令和 7 年 3 月末現在の被保険者数：5,202 人、被保険者世帯数：3,239 世帯

① 国民健康保険税の課税限度額の引上げについて

<基礎課税額の課税限度額の引上げ>

- ・ 改正前限度額（65 万円）を超過する 212 世帯のうち、206 世帯は改正後限度額（66 万円）を超過

$$10,000 \text{ 円} \times 206 \text{ 世帯} = 2,060,000 \text{ 円} \quad \dots (1)$$

- ・ 改正前限度額（65 万円）を超過し、改正後限度額（66 万円）未滿は 6 世帯
25,443 円 (2) (1)+(2)=2,085,443 円 (3)

<後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ>

- ・ 改正前限度額（24 万円）を超過する 186 世帯のうち、167 世帯は改正後限度額（26 万円）を超過

$$20,000 \text{ 円} \times 167 \text{ 世帯} = 3,340,000 \text{ 円} \quad \dots (4)$$

- ・ 改正前限度額（24 万円）を超過し、改正後限度額（26 万円）未滿は 19 世帯
177,759 円 (5) (4)+(5)=3,517,759 円 (6)

【影響額合計】 5,603,202 円増 ((3)+(6))

資料 1－1（議案第 1 号関係）

② 国民健康保険税の軽減判定所得について

区 分	改正前（A）	改正後（B）	影響額（B－A）	備 考
	軽減額	軽減額	軽減額	
5 割軽減（均等割）	11,694,300円	12,207,350円	513,050円	計 837千円
5 割軽減（平等割）	7,409,100円	7,733,800円	324,700円	
2 割軽減（均等割）	3,670,060円	3,725,480円	55,420	計 87千円
2 割軽減（平等割）	2,333,000円	2,363,720円	30,720	
計	25,106,460円	26,030,350円	923,890円	

①－②＝ 5,603,202円 － 923,890円 ＝ 4,679,312円増(制度改正による影響額)

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町国民健康保険税条例 （昭和28年 4 月18日 条例第19号） 第 1 条 略 （課税額） 第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）	○幕別町国民健康保険税条例 （昭和28年 4 月18日 条例第19号） 第 1 条 略 （課税額） 第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

現 行 条 例	改 正 条 例
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 略 第3条～第25条 略 （国民健康保険税の減額） 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 略 第3条～第25条 略 （国民健康保険税の減額） 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者

現 行 条 例	改 正 条 例
を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2及び3 略 第26条の2～第30条 略	を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2及び3 略 第26条の2～第30条 略